

東都大学(旧東都医療大学) 同窓会規約（案）

（名称）

第1条 本会は東都大学同窓会と称する。この名称の趣旨は、東都大学の旧名称である東都医療大学を含んだ総称である。

（事務局）

第2条 本会の本部は、東都大学内に置く。

2 本会の組織として支部あるときは、本会各支部の組織、運営、管理は、各支部によって行われるものとし、総会は、組織、運営、管理に関する基本事項についてのみ、審議し、決議するものとする。この場合、会長の所在する支部を本部と称する。

3 支部は東都大学のキャンパス単位に置く。

（目的）

第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、東都大学（以下「母校」という。）の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- （1）会員相互の親睦を図るための事業
- （2）総会及び必要な事業の開催
- （3）会員名簿の作成・管理及び会報の発行
- （4）母校の教育活動への支援及び母校との相互連絡に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要と認める事業

（組織）

第5条 本会は、次の各号の会員をもって組織する。

- （1）正会員 東都大学を卒業した者
- （2）特別会員 東都大学の教職員、及び退職した教職員のうち特別会員として継続を希望する者
- （3）賛助会員 本会の目的や事業に賛同し、役員会の推薦を受け、総会で入会を承認された者

（総会）

第6条 総会は、本会の最高議決機関とし、本会の組織、運営、管理に関する基本事項及び重要事項について審議し、決議する。

2 総会は正会員（招集手続の日において連絡先が不明の正会員を除く。）の、原則招集手続き時の東都大学入学定員の4分の1以上の出席（委任状による参加を含む。）をもって成立する。但し、天変地異、疫病流行等の不測の事態が生じた場合には、会長は、総会開催日において、定足数を入学定員の8分の1の割合に変更する決定を行うことができる。

- 3 定時総会は、毎事業年度の終了後、一定の時期に招集しなければならない。
- 4 臨時の総会は、役員会で開催を必要と認めたときに招集する。
- 5 総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 日時及び場所
 - 二 総会の目的たる事項
 - 三 書面または電磁的方法による議決権行使を許容するときは、その旨
- 6 総会を招集するには、開催日の5日前（前項三号の定めをした場合には10日前）までに、正会員（連絡先が不明の正会員を除く。）に対して書面または電磁的方法で、その通知を発しなければならない。~~但し、天変地異、疫病流行等の不測の事態が生じた場合には、書面に代えて電磁的方法によることができる。~~
- 7 総会は、会長が招集し、第5条第1号の正会員で構成する。なお同条第2号の特別会員及び第3号の賛助会員は、総会に出席して意見を述べるができるものとする。
- 8 正会員は、総会定足数の5分の1以上の連名をもって、会長に対して、召集の理由及び総会の目的たる事項を示して書面または電磁的方法で総会の招集を請求することができる。
- 9 会長は総会の議長となる。
- 10 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会の審議事項）

第7条 総会は、次の各号について審議、議決する。

- (1) ~~会則~~規約の改廃
- (2) 役員の選任
- (3) 事業報告及び事業計画の承認
- (4) 決算及び予算の承認
- (5) 賛助会員の本会への加入
- (6) その他、役員会で総会の審議が必要と認めた事項

（総会と支部総会との関係）

第8条 本会の組織として支部あるときは、支部総会において、本会各支部の組織、運営、管理に関する重要事項について審議し、決議するものとし、これによって、総会による同様事項の審議、議決に代えるものとする。この場合、前条(3)から(5)の総会の審議、決議は、支部総会における審議、決議の承認を議題とする。

2 支部総会の審議、決議の結果が総会において不承認となった場合、支部総会で再度審議の上、その再承認の手続きについては本部役員会に付託する。

（支部総会）

第9条 支部総会は各支部の最高議決機関とし、支部定時総会は、毎事業年度の終了後、一定の時期に招集しなければならない。

2 第6条（総会）各項の定めは、性質に反しない限り、支部総会に準用する。

3 支部総会の議事は、本部に報告するものとする。

(支部総会の審議事項)

第10条 支部総会は、次の各号について審議、議決する。

- (1) 事業報告及び事業計画の承認
- (2) 決算及び予算の承認
- (3) 賛助会員の本会への加入
- (4) その他、支部役員会で支部総会の審議が必要と認めた事項

(役員)

第11条 本会に次の各号の役員を置く。

- (1) 会長（本部長） 1名
- (2) 副会長（支部長） 各1名
- (3) 幹事（各学年役員） 各学科2名以上
- (4) 監事 各2名

2 前項第2号から第4号の役員は支部ごとに置く。

3 会長（本部長）は、副会長（支部長）を兼ねることができる。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、学校法人青淵学園東都大学の各学科の教職員から1名選出する。

3 本会の活動に関し随時助言を行い、その活動を援助する。

(役員の選任及び任期)

第13条 役員の選任は次のとおりとする。

2 会長は、本部長（会長所在支部の長）の地位を兼ねることを含め、正会員の中から総会で、その地位を選出する。

3 副会長は、本会の組織として支部あるとき、支部長の地位を兼ねることを含め、正会員の中から総会で、その地位を選出する。

4 幹事は、各学年の正会員から互選する。

5 監事は、正会員又は特別会員の中から総会で選出する。

6 本部および支部の会長の任期は4年とし、再任は1回とする（連続2期8年まで）。ただし、連続しない再選出は可とする。

7 会長以外の役員選出は各支部で適宜おこなう

8 役員に欠員が生じたときは補充を行う。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第14条 各役員の任務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長に事故があるときは、予め指名された副会長が会長の職務を代行する。
- (3) 本会の組織として支部あるときは、会長、副会長は、それぞれ、本部長、支部長として、本部、支部の組織、運営、管理を統括する。
- (4) 幹事は、本会の業務の運営を分掌する。
- (5) 監事は、業務及び会計を監査する。

2 前項(4)の幹事のうち1名は、会計担当とする。

(役員会の審議事項)

第15条 役員会は、次の各号について審議する。

- (1) 総会（支部総会）で審議する事項
- (2) 事業の執行計画及び事業報告
- (3) 本会の運営報告
- (4) その他会長（副会長）が必要と認めた事項

2 支部あるときは、支部ごとに役員会を執り行う。

(支部の設置)

第16条 本会には、総会の承認を経て支部を設置することができる。

- 2 支部は、各キャンパスに置くものとする。
- 3 支部に関わる事項については、別に役員会で定めるものとする。

(会計)

第17条 本会の運営は、次の各号会費等の収入で充てる。

- (1) 会費は20,000円とし、原則、卒業までに納入しなければならない。ただし、正会員以外の者については、会費の納入は不要とする。
- (2) 寄付金
- (3) その他、利息等の収入

2 会計年度は毎年1月1日に始まり、~~翌年~~12月31日に終わる。

3 会計は本部一括で管理する。

4 その他会計に関して必要な事項については、別に総会で定める。

(個人情報の管理)

第18条 本会が保持している個人情報は、「学校法人青淵学園 個人情報の保護に関する規程」に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第19条 本会は、学校法人青淵学園東都大学事務局と協働して運営するものとする。

附 則 この規約は、令和 8 年 4 月 25 日より施行する。